

## ◎マイナ保険証への移行について

健康保険証は2024年12月2日に廃止となり新規発行や再発行はできなくなります。今後は、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

「マイナ保険証」とは、保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。マイナンバーカードを作成した後、利用登録してください。カードリーダーを設置している医療機関や薬局等（以下「医療機関等」）なら、当日その場で利用登録できます。

### ◆交付済みの健康保険証について(2024年12月2日以降)

#### (1)新規発行終了と経過措置

2024年12月1日（※）で新規発行を終了します。ただし、廃止後1年間（2025年12月1日まで）は、現行の健康保険証を医療機関等の受診時に使用できます。この経過措置期間中は、現行の健康保険証、マイナ保険証どちらも使用できます。

（※）実際には11月29日（金）に健康保険証の発行業務は終了します

2024年12月2日以降は、健康保険証を紛失した、結婚するなどして氏名変更したい、お子様を出産したときも新しい健康保険証は発行できません。資格取得日が12月1日までの場合でも、交付日が12月2日以降の場合は健康保険証を発行できません。

なお、マイナ保険証を持っていない方が万一健康保険証を紛失したときは、当組合にご連絡ください。

#### (2)健康保険証の返納

経過措置期間終了日の2025年12月1日までの期間中に、退職等により当組合の加入資格を喪失したときは、交付済の健康保険証を必ず返納してください。2025年12月2日以降なら、資格喪失した場合でも返納する必要はありません。

### ◆マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを交付します(8月時点の加入者には配布済み)

万一、医療機関等で、オンラインによる資格確認ができない時は、お配りしている資格情報のお知らせをマイナ保険証と一緒に提示してください。共同健保に加入していることを医療機関等が把握するためのもので、原則として当組合の全加入者に交付します。

資格情報のお知らせ単独では保険診療を受けることができません。オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する場合など、マイナ保険証が使用できない時にマイナ保険証と一緒に医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

**◆マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を交付します**

マイナ保険証を持っていない方等に限り、当組合から有効期限を定めた「資格確認書」を交付します。資格確認書を提示すれば医療機関等で保険診療を受けることができます。

**(1)交付対象者**

マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得していても保険証の利用登録をしていない方など医療機関等でマイナ保険証による資格確認ができない方が、医療機関等にかかる際に使用してください。

**(2)交付方法**

上記要件を満たす方には 2025 年 12 月 1 日までに、当組合から資格確認書を交付します。

**(3)資格確認書の返納**

資格確認書には有効期限があります。また有効期間内に資格喪失した方は、必ず当組合へ返納してください。

**◆高齢受給者証や限度額認定証等について**

マイナ保険証を使用する場合は、医療機関等で受付する際に限度額情報等の提供に同意すれば、病院からの医療費請求額を自己負担限度額までの金額にとどめることができます。このため、限度額適用認定証は不要になります。同様に高齢受給者証も不要となります。

ただし、資格確認書をお使いの方は限度額適用認定証や高齢受給者証が必要です。当組合へ交付申請してください。

**◆マイナンバーカードの有効期限**

マイナンバーカードおよびマイナンバーカードに搭載されている電子証明書には有効期限があります。

<マイナンバーカードの有効期限> ※カード券面に印字されています

18 歳以上の場合、発行から 10 回目の誕生日まで

18 歳未満の場合、発行から 5 回目の誕生日まで

<電子証明書の有効期限>

年齢に関わらず、発行から 5 回目の誕生日まで

**マイナンバー制度に関するお問い合わせは、  
マイナンバー総合ダイヤル等へお願いします**

**0120-95-0178**

【参考】

◇ マイナンバーカードを健康保険証として使用するために必要な3つのステップ

STEP1 マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2 マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3 マイナンバーカードで受診する

詳細を確認する

◇ マイナ保険証の健康保険証情報を確認するには

マイナポータルにログインし、「証明書」の「健康保険証」をクリックすると、登録している自分の健康保険証情報を確認できます。

マイナポータルへ

◇ マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合

**これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます**  
令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

**医療機関・薬局で提示するもの**

**マイナ保険証**

- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口で設置されている顔認証付きマイナンバーカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**にご注意ください。

マイナ保険証の電子証明書の有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードで印刷されている電子証明書の有効期限は異なります。

**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？**

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの背面(左下側の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下部の手順でマイナポータルからご確認ください。

**電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！**

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手持ちのマイナ保険証に**有効期限通知書(封書)**が送られます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きマイナンバーカードリーダーで更新アラートが表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま更新しても、有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能です。
- 有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お手持ちの受付窓口にて裏やかに更新してください。

**マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合**  
以下のどちらかをご利用ください

(今お持ちの)  
**健康保険証**

有効期限は**最大1年間**  
(令和7年12月1日まで)。

**資格確認書**

まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などは、今お持ちの健康保険証の有効期限内に**資格確認書**を準備し、**期限に達する前**から受付します。

※詳しくは裏面のQRコードよりご確認ください

**顔認証付きマイナンバーカードの不具合などでマイナ保険証による受付が上手くいかなくても、自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です**

**マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合**

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きマイナンバーカードの不具合など何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

マイナンバーカードを提示したが、**受付が上手くいかない**

**ご提示可能な場合**

**マイナポータル**の画面  
※マイナンバーカードからダウンロードしたPDFファイルも可

**資格情報のお知らせ**

マイナポータルからマイナ保険証の資格情報をお知らせください。

**ご提示できない場合**

**再診の場合**

**口頭確認**

再診でマイナ保険証を利用する際は、マイナポータルにマイナ保険証の資格情報をお知らせください。

**初診の場合**

**被保険者資格申立書**

初診でマイナ保険証を利用する際は、マイナポータルからマイナ保険証の資格情報をお知らせください。

※追加で社会保険料の提示は不要 ※追加で健康保険料の提示は不要

**資格情報のお知らせってなに？**

マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。健康保険料はかかりません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

**被保険者資格申立書ってなに？**

初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータルからのマイナ保険証の資格情報をお知らせを待ち合わせていないとき、ご記入いただく書類です。

**0120-95-0178**

マイナ保険証のメリット等について

PDFを確認する